

J R 東海労働関西地「申」第 22 号
2022 年 2 月 16 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 畑田 整吾 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 笹田 伸治

「コロナ罹患休暇」に関する緊急申し入れ

新型コロナウイルス感染症の第 6 波といわれる感染症が拡大し続けている。ワクチンの 3 回目の接種も政府の判断が鈍く、世界的に見ても極めて低速な接種対応である。

各職場においても、感染者や濃厚接触となった社員が拡大し、ワクチン接種をしていても、生活の中ではいつどこで感染するか分からない状況となっており、特に感染リスクの高い業務内容の中で社員が勤務に就き、再び感染しないという保証はない。

これまで、就労できない社員の勤務や賃金は個人の負担が基本となっているが、有給休暇や賃金等、生活に影響が及び罹患したことで個人の負担となっている。よって、社員が思いもよらず罹患しても、健康で生きがいが持てる労働意欲を回復する目的をもって、以下の内容を申し入れるので早急に実施と対応を求めるものである。

記

1. 社員が体調不良等を訴え、「新型コロナウイルス」に感染したと判断された場合及び濃厚接触者と判断された場合は、有給の休暇とすること。
2. 以上の主旨において「コロナ罹患休暇」とすること。
3. 感染に伴う診断書及び治癒証明書の費用については、会社の負担とすること。
4. 就業規則第 78 条（有給休暇）に「感染症に罹患した場合及び、濃厚接触者と判断された場合（感染症休暇）」を追加すること。
5. 以上の取り扱いを早急に全社員（出向者を含む）に適応し、対応すること。

以上